

別表七（二）付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、通算法人又は他の通算法人が法第57条第1項《欠損金の繰越し》の規定の適用を受ける場合（法第64条の7第1項第1号から第3号まで又は第5項《欠損金の通算》の規定の適用がある場合に限ります。）に記載します。
- 2 当該通算法人が令和5年改正前の措置法（(2)において「令和5年旧措置法」といいます。）第66条の11の4第3項《認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例》の規定の適用を受ける場合における次に掲げる欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによります。
 - (1) 「特定損金算入割合13」の欄 「（別表十八（一）「23の計」）－（別表十八（一）付表一「3」）」の金額が0に満たない場合には、「0」と記載します。
 - (2) 「特定損金算入限度額14」の欄 特例10年内事業年度（令和5年旧措置法第66条の11の4第4項に規定する特例10年内事業年度をいいます。（3）及び（4）ロにおいて同じです。）に該当する各10年内事業年度（法第64条の7第1項第2号に規定する10年内事業年度をいいます。（3）及び（4）ロにおいて同じです。）ごとに別表七（二）付表五「13」の金額を含めて記載します。
 - (3) 「既損金算入額及び特定損金算入額控除後の損金算入限度額16」の欄 特例10年内事業年度に該当する各10年内事業年度にあつては、「既損金算入額及び特定損金算入額控除後の損金算入限度額16」として記載します。
 - (4) 「通算総調整損金算入限度額19」の欄 次により
- イ 「（別表十八（一）「23の計」）－（別表十八（一）付表一「2」＋「3」）」の金額が0に満たない場合には、当該金額を0として計算します。
- ロ 特例10年内事業年度に該当する各10年内事業年度ごとに別表七（二）付表五「26」の金額を含めて記載します。
- 3 当該通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第1項《更正の請求》の規定による更正の請求をする場合の記載は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによります。
 - (1) 法第64条の7第5項の規定の適用がある場合
「発生欠損金額の明細」及び「修正申告である場合」の各欄のみ記載します。この場合において、既に当該通算法人の法第64条の7第9項の適用事業年度又は他の事業年度について、法第64条の5第6項《損益通算》の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていたときは、「当初被配賦欠損金控除額21」及び「当初配賦欠損金控除額22」の各欄は、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第28条第2項《更正又は決定の手続》に規定する更正通知書のうち、最も新しいものに基づき、「非特定欠損金額に係る控除未済額5」の金額、「非特定欠損金配賦額18」の金額及び「非特定損金算入割合20」の割合として計算される金額及び割合を、それぞれ「当初申告の(5)」の金額、「当初申告の(18)」の金額及び「当初申告の(20)」の割合として、当該各欄の金額を計算します。
 - (2) (1)に掲げる場合以外の場合 「修正申告である場合」の各欄は記載しません。